○上尾伊奈資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

令和５年４月１日条例第２１号

上尾伊奈資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１７の規定に基づき、長期継続契約（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２３４条の３の規定に基づき締結する契約をいう。以下同じ。）を締結することができる契約を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第２条　地方自治法施行令第１６７条の１７に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1)　電子計算機その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの

(2)　施設の機械警備業務その他の役務の提供を受ける契約で、毎年４月１日から経常的かつ継続的な役務の提供を受ける必要があり、かつ、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもの

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する